

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	堺市立英彰こども園		
運営法人名称	堺市		
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園		
代表者氏名	園長 根木 美恵		
定員（利用人数）	96 名		
事業所所在地	〒 590-0960 大阪府堺市堺区少林寺町西3丁2-2		
電話番号	072 - 221 - 9465		
FAX番号	072 - 228 - 5641		
ホームページアドレス	https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/hoiku/jigyuu/kodomoen/ichiran/sakai/eisho.html		
電子メールアドレス	eishoen@city.sakai.lg.jp		
事業開始年月日	昭和 46 年 8 月 1 日		
職員・従業員数※	正規	14 名	非正規 18 名
専門職員※	保育士 21名 幼稚園教諭 21名 看護師 2名		
施設・設備の概要※	[居室]		
	[設備等] ●保育室（2歳児、3歳児、4歳児、5歳児） 調理室 休憩室 更衣室 事務所（保険コーナー） 絵本コー ナー		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有
-------------------------	---

【理念・基本方針】

- ①自分も友だちも大切にする心の育成
- ②学びの芽の育成
- ③自分の可能性や能力を十分に発揮できる力の育成

【施設・事業所の特徴的な取組】

- ・外国籍家庭が多く、各クラスに複数在籍しています。おたよりなど母国語に翻訳するなどして、わかりやすいおたよりを心掛けています。
- ・好奇心や探求心を持ち、主体的に取り組めるような教育保育に取り組んでいます。
（制作活動、運動遊び、菜園活動、リズムあそび、アートヨガ、食育集会、異年齢交流、地域との交流など）
- ・小学校訪問、近隣こども園との交流など

【評価機関情報】

第三者評価機関名	一般社団法人ぱ・まる
大阪府認証番号	270052
評価実施期間	令和6年9月26日～令和7年3月10日
評価決定年月日	令和7年3月10日
評価調査者（役割）	26（運営管理委員） 2002C003（運営管理・専門職委員） 2401C038（専門職委員） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

自分自身を大切にする、他者も大切にするを理念とし、ひとりひとりを大切にする保育を基本に、小さい時から一緒に生活することで、ともに学び、育ち合える保育の展開となるよう留意されています。各歳児定員も少なめである事から、園全体での子どもたちの交流・関わりが行われており、職員も担当クラス以外の子どもを知っている、関わっている状態が形成されています。子どもも職員も、園全体でかかわる場面が多いことから、大きな家族のような接し方・関係性の構築を大切にされています。

◆特に評価の高い点

【食育の拡充】

菜園活動や、食について、わかりやすく学べる場面を内容が伝わりやすい画や画像等も活用しながら、子どもたちのみならず、保護者等に向けても発信されています。食材や料理等についても、幅広く深めて、子どもたちが興味を示しながら身につく取り組みへと繋がられています。

【体を育む】

アートヨガやリズム体操を取り入れ、積極的に身体を動かす事を大切にされています。また、異年齢で交流することによって刺激を受け、やってみようという気持ちを引き出し、主体的な動き、能動的な動きに繋がられるよう配慮されています。

◆改善を求められる点

【保護者等への情報提供拡充】

日常の様子等については、フォトニュース等で保護者等に伝わりやすい工夫が行われていますが、保育・養育の意図やねらい、その成果等について保護者等へ施設が意図した内容で伝わっているとは言いがたい部分が見受けられました。支援のねらいや成果が、保護者等に正しく伝わる工夫の拡充が望めます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回の訪問調査の対話の中で、様々な観点からの意見を伺って、課題やこれから向かう方向性を考える機会となりました。その中で、アプリのアンケートを利用して行事後のアンケートをとってきましたが、利用者満足度の向上からすれば、主観ではなく客観的な意見を聞いていくことの大切さを感じています。ねらいを明示し、それに対してどうしたのか、こどもたちは客観的に何を習得したのかなど、それらを、より分かりやすく伝える具体的な方法は、これからの大きな課題です。また、どれだけ保護者の声を受け止めているかは、将来的に、苦情・意見・相談についての、取りまとめの仕方、ルール作りをどうするかが、これからの課題です。その中でも、すぐに取り組んでいけることとして、まずは、保護者との信頼関係を高めていくため、これまで聞いてもらえてないというイメージを払拭することとして、苦情解決等では、今やっていることにプラスして、一文書くことを積み重ねることによって「対応してくれる」という安心感に繋げていくこと。まずは、ここから始めていきたいと思います。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	理念・基本方針、教育・保育目標は、ホームページ等でも公表され周知がなされています。職員は、教育推進計画や全体的な計画の中でも話し合われており、職員会議等でも確認し、共有が図られています。保護者へは「入園のしおり」で配布されると共に入園説明時にプレゼンテーション資料を用いて説明されています。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	経営状況等は、毎月市から情報共有されています。市内の福祉動向は、市全体として様々な取組がなされており、必要な情報等は、園にも伝えられています。地域活動への参加で地域のニーズ把握に努められています。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	市から示される情報に基づき、毎月の園長会議で共有、話し合いが行われ、ニーズや経費などの課題について、園内で取組可能なものについては、職員会議で共有し、課題の解決に向けた取組に繋がられています。	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	市の計画に基づき、地域の子育て支援の拠点としての機能が求められており、それに沿った園の運営がなされています。計画は、中間見直しも行われており、計画の実現に向けた取組がなされています。 市の事業であるため、中長期の収支に関する計画は確認できませんでした。	
Ⅰ-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	市の中長期計画、事業計画に沿った運営計画が策定されています。 市の事業であるため、中長期の収支に関する計画に基づく、収支の事業計画が策定されていないことにより、評価判断基準の定めによりb評価となります。	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	職員からの意見を踏まえた計画の立案に努められています。計画の内容は具体的に記載されており、目指すところが明示されています。仕組みとしての評価見直しの仕組み拡充が望まれます。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	年度当初の説明会で、周知がなされています。行事計画同様に、わかりやすく伝える工夫や、保護者の参加を促す取組が拡充されれば、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	第三評価導入以前より学校評価制度を取り入れており、外部からの意見を基に、取り組む仕組みが導入されています。評価結果については、保護者にも配布され、公表されています。職員個々についても、自己評価を行い、年4回振り返る機会を持つ仕組みが確立されています。園内研修の中で、グループによる研修や、公開保育を実施する等、保育内容の見える化による振り返りも行われ、質の向上に繋がられています。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	評価結果の共有、検討が行われています。評価結果に基づく、分析や課題、それらに対する改善策の策定までを仕組みとして整理されると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。あわせて、評価結果に対する改善策の実施状況や計画の見直しまで含めた仕組みの確立が望まれます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	職責、職務分掌、不在時、災害時、緊急時等について、明確に定められており、組織として機能する体制が確立されています。施設長の考えや責務について、毎月行われる保護者会等でも、表明され話し合われています。有事の際の責任委譲含めた職責・役割の明確化が望まれます。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	公務員として、市の規定が適用され、法令遵守の姿勢が、共有されています。日々の支援と法令遵守との密接な関係性を意識した支援の提供がなされるような、積極的かつ継続的な取組がなされると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。	

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	職員の自己評価、園内公開保育など、定期的継続的に、保育の質の向上に繋がる取組がなされています。評価結果による課題の抽出などの取組がなされており、施設一丸となって、質の向上に繋がる取組が行われています。園内研修での公開保育を実施し、保育活動記録の見える化を図り、活動を振り返られています。チームアップ研修では多職種の職員が参加し、職員個々のスキルアップに繋がるよう努められています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	人員配置については、必要に応じて市へ要望をあげ、改善を図られています。働きやすい環境作りを心がけ、職員からの意見聴取も尊重した上で、ライフバランスに配慮した勤務体制の構築に努められています。施設内の課題等は、職員間で協議され、園のみで解決できない課題については、市へ要望があげられています。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	市として、人材の確保育成に関する計画や規定等が整備されています。園内では、チームとして力を発揮できる人づくりが心がけられており、保育の質の向上と共に、働きやすい職場環境作りが行われています。 市の事業である、潜在保育士の活用事業へも参加し、園としての社会的事業にも取り組まれています。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	全ての職員は年4回の面談機会が確保されており、業務の目標や評価を行われ、各職員自らが目的意識を持った向上に努められる仕組みが形成されています。市として各職員の評価基準等が明確に定められており、職能や能力に応じた研修計画も立案されています。	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
(コメント)	年4回の面談以外に、意向や意見の聴取を目的にした施設長の年1回の職員面談が行われています。ワークライフバランスを考慮した勤務体系や、均等な有給休暇取得への調整等が行われています。ハラスメント研修を行い、職種別ミーティングでの意見聴取等、働きやすい職場環境作りへの取組がなされています。	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	職員一人一人に目標が設定され、半期で評価見直し、それを受けた、後期の目標設定がなされています。市の指標に基づいた、経験や職層に応じた目標への振り返りも年2回行われています。個々の職員に応じた、役割や立ち位置を踏まえた保育・養育に繋がれるよう努められています。	

Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	市の指標で、経験や職層に応じて身につけるべき姿が示されています。それらに応じた研修計画が策定されており、職員各自が目標達成のために取り組む仕組みが確立されています。園内での取組でも、公開保育による職員相互の評価によるスキルアップがなされ、また、保育の見える化の取組による、支援内容の振り返りや質の向上に繋がる評価が行われています。園長会・ブロック会議等の場を活用し、教育・計画に対する評価見直しや、指標の改定等に繋がる取組が拡充されると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。	
Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	職員の経験や段階に応じた研修機会が確保されています。特に新規採用者には、支援の質の底上げを図るため、細やかな研修計画が策定されています。	
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	地域社会への機能還元として、積極的に実習生の受入が行われています。派遣元の学校等とは密な連携がなされ、また、実習生には、日々の反省と振り返りを行い、身につく実習の展開がなされています。実習生受入マニュアルやその策定したプログラムを基に展開されています。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	園の取組や支援の内容について、毎月発信されています。発信された内容は、地域の方々誰もが見ることができ、施設活動のアピールの場となっています。苦情等は、第三者委員に報告されています。評価結果や苦情・相談等に基づく、取組や進捗状況等の公開が促進されると、より一層の透明性の確保に繋がるかと思われます。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	市の施設として、事務等について市の規定が準用されています。監督部署の指導や監査が定期的に行われ、公立施設として規律的に運営されています。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	地域とのかかわりについては、計画に位置づけが明示されています。5歳児では、近隣こども園や保育所との交流機会もあります。地域の祭事でも交流があります。	

Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	公立施設として、ボランティアや学校教育との連携などが明示されています。ボランティアの受け入れマニュアル等が策定されています。地域のボランティアによる読み聞かせ等が行われています。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	区の子育て支援課、保健センター、こども相談所との連携が図られており、必要に応じた協議や調整等がなされています。地域の事例検討会への参加が行われています。園として必要な、社会資源を整理体系化したリストや資料の作成が望まれます。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	地域の児童委員や小学校との情報共有・情報交換が行われており、地域ニーズの把握や共有に繋がられています。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	地域の子育てサロンへの参画が行われています。毎月の地域の母子に向けた園庭開放、看護師と栄養士による育児相談が実施されています。地域の民生委員・児童委員との繋がりもあり、情報交換・情報共有を意識した取組が行われています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	子どもを尊重した支援の考え方が、様々な場面に示されています。人権主体者が設置されており、施設内に向けた啓発や研修の展開が予定されています。押しつけにならない子どもを尊重した支援が心がけられています。性差に関する施設内研修が実施されています。保護者への理解促進を図る、わかりやすい具体的な説明や図示等が拡充していくことで、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	プライバシー保護や権利擁護は、人権の一環として取り組まれています。人権主体者が研修等に参加し、園内での啓発研修に繋げる仕組みがあります。プライバシー配慮を心がけた支援が乳幼児期から提供され、子どもたちにも意識した行動の動機付けに繋がる支援が提供されています。子どもや保護者に対し、より積極的な考え方の説明や取組などをわかりやすく伝える工夫をされると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。	

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
(コメント)	ホームページ等を活用した情報の提供がなされています。パンフレット等を基に説明が行われています。個別の問い合わせや見学にも丁寧に対応されています。園の様子がわかりやすい、伝わりやすい工夫の拡充が望まれます。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	資料や入園のしおりでわかりやすく説明され。開始時には同意が取られています。継続時並びに計画の変更等について、保護者の意向を聴取し、それに沿った計画の立案がなされ、同意を得る仕組みづくりの拡充が望まれます。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	市立こども園間の変更時には、基本的な記録がそのまま引き継がれ、情報の共有と連携に繋がられています。民間園や市外への転出時等に対応出来る、手順や様式の整備拡充が望まれます。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	保護者との日々のやりとりや接する機会には、満足度の把握を意識した対応を心がけるように努められています。保護者の意向を把握できる機会を増やすなど、定期的な仕組みとしての仕組みづくりが求められます。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決に対する仕組みや第三者委員の関与等は適切に行われています。あげられた苦情については、適切に処理され、結果のフィードバックや質の向上に関わる取組に結びつけられています。申出しやすい工夫や、苦情をくみ上げやすい仕組みづくりの整備、解決内容の公表等、より透明性の高い対応が拡充していくことで、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	申出があった相談や意見については、適切に対応されています。また必要に応じ、時間を取って話し合いを行うなどの対応がなされています。苦情・相談・意見を総合的に収集し、処理していく仕組みづくりの拡充がなされることで、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	相談や意見は、報告され、職員間で、対応の検討や情報の共有が行われています。返答や対応に時間が必要な場合等は、その旨伝えられています。定期的ならびに積極的に相談や意見等を収集できる、仕組みの工夫が望まれます。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	2ヶ月に1回以上開催される、リスクマネジメント委員会で、事例の振り返りや、ヒヤリハットの検討、緊急時災害時の対応等について検証されています。委員会では、設備危機の危機管理を見直したり、行事を行うにあたってのリスク検討等が、各クラスから出席された委員で話し合われています。設備等の安全点検は、必ず複数職員で行い、確実性の向上に努められています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	保健委員会を中心に、対応等が検討されています。看護師が主体となって、子どもへの感染症に対する知識の向上や、手洗い指導等に取り組まれています。流行の感染症に対する対応等に配慮されています。温度・湿度・換気・清潔保持に留意した環境整備に努められています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	危機管理マニュアルが策定されており、様々な災害等を想定した訓練が、計画に沿って毎月実施されています。施設内は、災害時に動線を確保できる、備品等の配置に留意されています。食料・飲料水等の備蓄が用意されています。保護者の安否確認、開園時間外の安否確認の整備拡充が望まれます。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	標準的な支援に関するマニュアル、フローチャート等が作成されています。支援の場では実践を心がけられていますが、プライバシー保護・権利擁護として明文化され、より確実に意識される記載の拡充が望まれます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	ブロック単位等での課題抽出が行われ、必要性がある場合は、随時改定されています。随時のみに留まらず、標準的な実施方法について、定期的な検証・見直しの仕組みづくりの拡充が求められます。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント)	アセスメントは、関係職員の合議で確立されています。特に配慮が必要な子どもについては、保護者、看護師と連携を取った計画の策定がなされています。子どもと保護者の具体的なニーズの把握や、それらを反映した指導計画の策定、個別支援計画の策定に繋がれると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	3歳未満児については、保育教育の実施状況を振り返り、評価が行われています。個別の指導計画・支援計画の策定、評価、見直し、等の仕組みづくりの拡充が行われると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		

	Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
	(コメント)	発達状況等は、統一の様式によって記録されています。年齢会議や職員会議等で、情報の共有が図られています。実施状況の記録の基礎となる、個別計画と目標に対する記録の整備拡充がなされると、さらなる支援の質の向上に繋がるかと思われます。	
	Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
	(コメント)	市としての研修体制があり、職員の意識付けがなされています。漏洩に対する対応、市条例に基づく記録の整備、保護者に対するわかりやすい個人情報取扱に関する情報の提供等の拡充が望まれます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－１ 保育内容		
A－１－（１） 全体的な計画の作成		
A-1-（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
（コメント）	全体的な計画は、市の中長期計画に基づき、市担当部署で作成されており、それらに沿った具体的な計画が、園の地域事情や利用者状況に合わせた形で、園内にて作成されています。園長会等を活用した、全体としての定期的な評価等の取組拡充が望まれます。	
A－１－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	温度・湿度・換気・清潔保持に留意し、過ごしやすい環境構成となるよう配慮されています。CO2センサーも設置されています。活動場面・目的にあわせたコーナーやスペースを確保されており、子ども達が自発的に活動を選択できるよう配慮されています。	
A-1-（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	2歳児では、子ども自身が保育者に信頼関係を抱き、安心できる、心を許せる愛着関係の形成を大切にされています。 3歳児では、意思疎通の積み重ねで、個々の子どもの思いを受け止め、子ども同士でのコミュニケーションが促進されるよう努められています。	
A-1-（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	2歳児では、やることや場面を子どもが意識し、生活リズムの感覚や一日の流れが把握し、取り組んで行けるよう意識した関わり方に留意されています。 3歳児では、個々の子どもの発達発育状況を踏まえた、できる事、できている事を拡充していけるよう配慮されています。成功体験を重ねることで、満足感と自信に繋げ、子どもの意欲を引き出していけるよう配慮されています。 4歳児では、カレンダーと時計を活用し、子どもが生活リズムを意識できる、子ども自身が能動的に取り組んで行ける環境構成に留意されています。個々の子どもが生活習慣の完成度を高めていけるよう心がけられています。 5歳児では、やるべき事が自分で気づく、自分で考えて取りかかれることを大切にされており、生活リズムを自分で意識できる、維持できる事ができるように配慮されています。また、時間の感覚、時間で動くと言うことを意識した活動の展開に留意されています。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	戸外活動等では、場面に応じて異年齢の交流や活動も展開されています。2歳児では、活動の幅、遊びの幅を拡げ、他児との関わりも拡げていけることに留意されています。また、子ども達自身が自分の意思や想いを言葉で伝えることができるように配慮されています。 3歳児では、成功体験を積み重ね、共有していくことで、子ども自身の、自信や満足感を高めることで、自主性・自発性が育まれるよう留意されています。戸外活動では、身体を動かせる機会をしっかりと確保出来るよう留意し、戸外活動を積極的に取り入れられており、子どもたち自身がやりたい活動や、動きの展開となるよう配慮されています。簡単なルール遊びもとり入れられており、社会性や協調性、他児との関わりを育む機会を確保されています。 4歳児では、子ども自身が遊びを選べる、進められる、選択して決められる場面の創出に留意されており、子ども自身が、やってみよう、チャレンジしよう、やってみたいと思える環境構成が心がけられています。 5歳児では、就学を踏まえ、自分の思いや意見を言葉で言える、伝えられる様になる事に留意されています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	—
(コメント)	【非該当項目】 対象歳児の認可定員設定がありません。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	2歳児では、全員が新入園児であることから、個々の子どもの発達発育状況を踏まえた関わり方から、急かすことなく、個々の子どものペースで、進めていけることを大切にされています。職員間での情報交換・情報共有を大切にし、個々の子どもとの関わり方、アプローチが、同じ目線、同じ支援となるよう留意されています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	3歳児では、個々の子どもの思いを引き出し、やりたいこと、やってみたいことの実現に繋げられるよう心がけられています。かかわる職員間の意思疎通と情報交換を大切にし、一貫した関わりができるよう努められています。 4歳児では、子どもの主体性・自主性を育ていけることを大切にされており、子ども自身ができる事、高めていける事で、子どもが自信を持って取り組んで行けるよう留意されています。 5歳児では、就学を踏まえ、小学校で必要となる生活リズムや動作の基本的な部分を習得していける事を大切にされています。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	課題のある子どもについては、孤立させず、全体の中で場面に応じて、個々の子どもが必要な支援を行い、一緒に活動できる場面を大切にされています。保護者等に対する、情報提供や啓発の拡充が望まれます。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	在園時間が長い子どもには、子ども達が飽きないよう、疎外感や寂しさに繋がらないよう、活動の空間をわけたり、子どもがゆっくりすごせたり、思い思いに活動できる環境となるよう留意されています。また、異年齢との関わりが良い刺激となるよう配慮されています。引継ぎノートを活用し、保護者等との情報共有・情報交換が適切に伝えられるよう努められています。	

A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	子ども達が、小学校を訪問し、体験する機会があり、小学校の様子や小学生との交流を通し、小学校生活がイメージでき、期待を持てる場に繋がられるよう配慮されています。他のこども園や保育所との交流も行われており、就学後一緒になる子ども達との交流も行われています。保護者等には、クラス懇談時に情報提供を行われています。また、同じ校区の保護者グループでの交流機会等も提供されています。	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	毎月、看護師が園独自の保健便りを発行しており、季節・時節がらの情報提供や啓発、生活習慣にかかる情報等も含めた取組が行われています。看護師が、保護者等からの子どもと保護者自身の健康相談等にも対応されています。欠席状況等が理由を含めて保健日誌で管理されており、園内の感染症対策等に繋がられています。季節毎の感染症や保育上の健康に関連する留意点等の園内勉強会が開催されており、職員全体での情報共有が行われています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	健診結果は、アプリを通じて提供されており、医師の指示や要受診等があった場合は、アプリと共に紙でも伝達されています。要受診等の場合は、必要に応じて看護師による説明や相談も行われています。また、受診後の結果の追跡も行い、確認されています。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
(コメント)	アレルギー対応ガイドラインに沿った、日々のチェック体制や確認など、アレルギーの混入に対し、二重チェックなどによって、ミスが生じにくい取組がなされています。除去するものは、保護者のチェックも行われ、保護者と連携した取組がなされています。市指定の医師の意見書を活用することによって、アレルギーの状態等が、より適切にわかりやすく把握できる仕組みになっています。保護者等に対するアレルギーや慢性疾患に対する理解促進の拡充、食物以外のアレルギー対応の拡充が望まれます。	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	日々の献立が、子ども達に毎日わかりやすく伝えられています。菜園活動では、子ども達が自分たちで野菜を育て、収穫し、食べるまで一貫してかかわる事で食材や食への理解や興味の促進に繋がられています。菜園活動を通じ、収穫した野菜もクッキングの時間を設け、自分たちで栽培した野菜を自分たちで調理し、食べる機会が確保されています。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	国や地域の食事を提供する事で、地域や文化と食とのつながりや関係を体験する機会が設けられています。地産地消で、地元の食材を意識して活用し、材料や献立の中でも明示することで、地域の食材等への知識や興味が促されています。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-（1） 家庭との緊密な連携		
A-2-（1）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		b
（コメント）	年2回のクラス懇談と個人懇談が行われており、保護者等が相談や質問をしっかりとできる機会が確保されています。家庭との情報共有・情報交換を大切にし、家庭と園で、同じ方向で関わりながら生活習慣の習得等が進められています。保育の内容のみに留めず、支援の意図や目的についての保護者への理解促進拡充が望まれます。	
A-2-（2）保護者等の支援		
A-2-（2）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a
（コメント）	保護者等との情報共有・情報交換を大切にし、個々の子どもに寄り添った関わり方ができるよう留意されています。子育てや家庭で気になっていること等、気軽に相談や質問できる関係性の構築に努められています。	
A-2-（2）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		a
（コメント）	子どもの様子や体の違和感、気になるところがある場合は、速やかに園長等との情報共有が行われており、特に乳児については、些細なことでも気かけ、家庭でのトラブルに繋がる事を未然に防げるよう配慮されています。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		a
(コメント)	年2回、振り返りの自己評価が行われています。毎月のクラス会議でも、評価反省に取り組まれています。園内で実施する公開保育で、職員間相互評価による保育実践の振り返りが行われています。保育の見える化によって内容を見直すことで、課題の抽出や情報の共有につながっています。毎月行われる年齢会議の中で、振り返りや反省も行われています。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。		a
(コメント)	人権研修、職員会議等で、不適切な対応に繋がらないよう努められています。言葉遣いに対しても職員会議で話し合われています。複数職員配置が原則であるため、職員相互が留意し、不適切事案に繋がる可能性となる言動を発見し抑制できるように努められています。	

利用者(子ども)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	
調査対象者数	人
調査方法	

利用者への聞き取り等の結果（概要）

コロナ禍の制限下以降、利用者直接のヒアリングは実施を見合わせています。

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	全ての利用者の保護者等
調査対象者数	有効回答数 36 名
調査方法	全園児の保護者等に対し、大阪府参考様式項目のアンケート用紙・返信用封筒を配布し、保護者等から直接、評価機関宛返送にて収集。

利用者への聞き取り等の結果（概要）

アンケートの設問は、大阪府参考様式の項目を基に、配布実施しました。

【選択回答内容より推測される傾向】

2項目を除き、各項目おおむね80～90%の保護者等が満足を感じられています。

【利用者自由記述内容抜粋】

給食を少しでも食べられるように工夫してくれる。 異年齢保育。 毎日手作りのおやつ。
子どもがお友達に気持ちを伝えるのを手助けしてくれている。
子どもが自分で出来るようにサポートしてくれる。 送迎時にその日の様子を伝えてくれる。
のびのび過ごせている。 先生が笑顔。 アプリを通してその日にしたことがわかる。
保育内容が写真や言葉などで掲示されている。 自由に個々の好きなことができる。
たくさん外で遊ばせてもらえる。 知育おもちゃや防災、自然、食事に関する教育が多い。
制服がない。 給食がおいしい。 お箸やスプーンを持っていかなくてよい。
必要な費用が少ない。 土曜保育の申し込みを直前でも受け入れてくれる。 守衛がいる。
色々な取り組みで学びが多い。 朝の保育教諭は皆さん素晴らしい。 多国籍。
園での体調管理。 地域になじんでいる。 お友達のいいところを探して褒め合う。
芋ほりや野菜の収穫イベントがある。

【総括】

園での活動は、保護者等に概ね好評な様子が見えます。日常の情報提供・情報交換や、情報開示について、拡充を望まれる声がありました。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等